

# 介護保険 利用料減免制度の対象範囲拡大について

## 1 概要

本市の要介護(要支援)被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことによる減免において、令和3年4月1日より、対象者の範囲を拡大するものです。

<主な改正箇所>

- ・被保険者及び主たる生計維持者の前年合計所得金額について、「135万円以下」から「410万円以下」に緩和します。
- ・所得減少減免において、世帯の合計所得見込額が110万円を超えた場合でも、250万円以下であれば、減免対象者の利用料の3割を減免します。

## 2 対象者と事業内容

	区分	減免申請事由		給付率	減免期間 (※1)	
現行	所得減少	・減免対象被保険者の前年合計所得金額≤135万円 ・主たる生計維持者の前年の合計所得金額≤169万円 (収入減少理由の生じた日において、第1号被保険者であれば≤135万円)	右記①〜③いずれかに該当	①・主たる生計維持者の当該年の合計所得見込額が前年と比較して1/2以下に減少 ・全世帯員の当該年の合計所得見込額の合算額≤110万円	95%	減免申請日の属する月の翌月から6か月以内 (※2)
				②・主たる生計維持者の翌年の合計所得見込額が当該年と比較して1/2以下に減少 ・全世帯員の翌年の合計所得見込額の合算額≤110万円		
③主たる生計維持者が死亡し、全世帯員(死亡した主たる生計維持者を除く)の当該年の合計所得見込額の合算額≤110万円						
令和3年4月以降	所得減少	減免対象被保険者及び主たる生計維持者の前年合計所得金額≤410万円	右記①〜③いずれかに該当	①・主たる生計維持者の当該年の合計所得見込額が前年と比較して1/2以下に減少 ・全世帯員の当該年の合計所得見込額の合算額≤250万円	95%	減免申請日の属する月の翌月から6か月以内 (※2)
				②・主たる生計維持者の翌年の合計所得見込額が当該年と比較して1/2以下に減少 ・全世帯員の翌年の合計所得見込額の合算額≤250万円		
				③主たる生計維持者が死亡し、全世帯員(死亡した主たる生計維持者を除く)の当該年の合計所得見込額の合算額≤110万円	95%	

注：給付率95%の部分について、2割(3割)負担者における減免の給付率は90%(85%)。

注：給付率93%の部分について、2割(3割)負担者における減免の給付率は86%(79%)。

(※1) 減免期間には、生活保護等受給期間を除く。

(※2) 減免申請事由①、②については合計所得見込額が1/2以下に減少した年の翌年7月まで、③については死亡した日の属する年度の翌年7月までの利用料を減免の対象とする。